

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

＝『大島町災害復興本部』を設置しました＝

町の復興及び住民生活の再建と安定に関する事業を迅速かつ計画的に遂行するため、大島町災害復興本部を設置しました。

被災状況（11月 8日 15:30 現在）

死者	35人
行方不明	4人

＝ 応急仮設住宅いよいよ着工 ＝

1月中の竣工を目指し、現在工事等を行っています。
近隣の住民の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

＝大島町被災支援事業＝

町では、台風26号災害の被災者支援事業として、下記の事業を実施します。

事業開始のお知らせが遅れましたことをお詫びします。被災者支援を最優先に考えた事務処理に努めてまいります。このため、平成25年10月16日（水）から適用される事業もありますので、各担当課にお問い合わせ願います。

記

1.ご遺族対応費

- ① 島外に住んでいるご遺族（原則の対象は配偶者・親・子、場合によっては兄弟・姉妹等が対象）が来島するために必要な費用（交通費・宿泊料）を補助します。
- ② 対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年3月31日（月）までを予定しています。
- ③ 今までかかった費用についても対象とします。（回数や人数に制限があります。）

【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

2.災害により入院されている（された）方への支援

- ① 一部負担金（個人が支払う医療費）の免除または補助します。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年1月15日（水）の予定です。）
- ② 退院後、通院が必要な場合は、交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は平成26年3月31日（月）までを予定しています。）
- ③ 上記②に付添が必要な場合も交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は、平成26年3月31日（月）までを予定しています。）

【問い合わせ】

住民課（一部負担金） ☎04992（2）1462

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

3.災害により入院されている（された）家族の方（配偶者・親・子等）への支援

- ① 常時、入院患者の方の面会などが必要な場合、交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成25年12月15日（日）を予定しています。）
（裏面に続きます）

＝ 大島町被災者支援事業（つづき） ＝

② 災害により入院されている方に大島から見舞い等に行く場合、交通費及び宿泊料を補助します。ただし、回数や人数に制限があります。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年1月15日（水）までを予定しています。）

【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

4.住家被災者への支援

自宅に住むことが出来なくなった方で応急仮設住宅に入居できるまでの期間については、次のとおり支援します。（原則の対象者は、応急仮設住宅入居予定者です。）

- ① 町が家賃（上限額あります。）を負担します。
- ② 電化製品等、生活に必要な物品については、町が購入し、貸与します。
- ③ この支援は平成25年10月16日（水）から適用しますので、個人でアパートなどを借り、家賃を支払っている方は、担当課にお問い合わせ願います。

【問い合わせ】

総務課 ☎04992（2）1443

5.その他の支援

(1) 医療センターに入院していた方への支援

医療センター入院中にヘリ搬送により、都内の病院に入院した方の家族（配偶者・親・子等）が大島から見舞いに行った場合等、交通費及び宿泊料を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

(2) 人工透析患者の方及び付添が必要な場合の付添者への支援

医療センターで治療が受けられなかった期間において、島外病院で透析した方に交通費及び宿泊料等を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

＝ 応急仮設住宅への入居申請受け付けのお知らせ ＝

応急仮設住宅への入居申請の受付を下記のとおり行います。

※これまで特別相談窓口でご相談いただいた方、大島町役場から電話で意向確認をさせていただいた方も、下記の期間に必ず入居申請をお願いします。

記

- 対象世帯 平成25年台風第26号に伴う災害により、居住していた住家が全壊・滅失し、居住する家がなく、自己の資力では住家を確保することが困難な世帯（大島町発行の、「り災証明書」で、原則として全壊の被害状況の方）
※大規模半壊等の場合は、居住していた住家への居住困難性等を踏まえて、入居の可否を決定します。
- 申請受付 平成25年12月16日（月）から平成25年12月20日（金）まで
（※この受付期間に申請できない方は、ご連絡ください。）
午前8時30分から午後5時まで
大島町役場地域整備課窓口にて
- 入居申請に必要なもの
 - ① 応急仮設住宅 入居申請書（当日、窓口でご記入いただきます）
 - ② り災証明書※入居の可否、入居時期などについては、決まり次第、大島町役場からお知らせします。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992（2）1487

受付番号

応急仮設住宅 入居申請書

(平成25年 台風第26号による住宅被害)

平成 年 月 日

【申請者】

ふりがな	
氏 名	
現在の居所 (連絡先住所)	避難所、実家、親戚()の家、賃貸住宅、その他()
連絡先 (携帯電話等)	- -

り災時の住所	大島町 - -			
り災証明書の番号				
り災程度 (○印) ※り災証明書の被害の程度と同じものに○をしてください。	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">全壊</td> <td style="width: 33%;">大規模半壊</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> </table> <p>その他の方は、住宅・ライフライン(電気・ガス・水道等)・道路の状況等を可能な範囲で下欄に記入してください。</p>	全壊	大規模半壊	その他
全壊	大規模半壊	その他		
特記事項がある場合は、裏面もお使いいただけます。				

世帯員の中に下記に該当する方がいらっしゃる場合は、優先区分欄に対応する番号を記入してください。

応急仮設住宅ご希望の世帯員のみご記入ください。	ふりがな 氏 名	続 柄	性別 (○印)	生年月日 (満年齢)	優先区分
			本 人	男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
入居希望人数		人			

<優先区分の番号>

- | |
|-------------|
| 乳幼児 |
| 1 |
| 妊婦 |
| 2 |
| 障害者 |
| 3 |
| 難病患者 |
| 4 |
| 65歳以上の高齢者 |
| 5 |
| 中学生以下の生徒・児童 |
| 6 |

(切り取ってお使いください)

車の所有 ()台 ※1世帯に1台分の車両保管場所を用意します。入居予定世帯数によっては、入居住宅以外の場所に用意することがあります。

※この申込書に記載いただいた被災時の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成(氏名・年齢・生年月日)、優先区分等の個人情報については、東京都、国など、公的機関からの照会があった場合、提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

特記事項